

# 令和3年度和歌山県飼養衛生管理指導等計画

令和3年10月1日  
和歌山県公表

## はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- (3) 本計画は、毎年度、優先的に指導等を実施する家畜の種類、重点的に指導を行うべき飼養衛生管理基準の事項を定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 和歌山県の畜産業及び家畜衛生の現状

#### (1) 主な家畜の飼養状況（令和3年2月1日定期報告集計）

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
戸数	9	44	11	30	24
飼養頭羽数 (頭、羽)	604	2,637	2,026	308,427	328,248

注)豚は6頭以上、採卵鶏及び肉用鶏は100羽以上の集計

飼養規模は、牛では200頭以上を飼養する大規模農場が2戸（乳用牛1戸、肉用牛1戸）、鶏では10万羽以上を飼養する大規模農場が1戸（採卵鶏）で、それ以外は全て中小規模の農場である。県内における家畜飼養戸数・飼養頭羽数はともに減少傾向にあるが、肉用牛の飼養頭数は近年2,500～2,700頭と横這いで推移している。

#### (2) 県内の家畜保健衛生所

本県は、海草・那賀・伊都・有田・日高・西牟婁・東牟婁の7つの地域に分けられる。

家畜保健衛生所（以下、家保）は紀北と紀南の2カ所が設置されており、紀北家保は海草・那賀・伊都・有田の4地域を、紀南家保は日高・西牟婁・東牟婁の3地域をそれぞれ管轄している。紀南家保には東牟婁支所が設置されており、東牟婁地域を管轄している。

家畜衛生・飼養衛生に係る指導については、家保が中心となり、必要に応じて各振興局農業水産振興課・市町村、及び農協等の畜産関係団体職員が連携して実施している。

本県では、民間の産業動物獣医師数が少ないため、県内全域を対象に家保の獣医師が家畜診療や牛人工授精、受精卵移植を行っている。また、和牛登録業務や家畜管理支援（牛去勢・除角等）等、他の都道府県では民間団体等で実施されることの多い、これらの業務についても家保が行っており、畜産農家に対する総合的な支援窓口となっている。

#### (3) 飼養衛生管理基準の遵守状況（令和3年7月時点）及び対策

##### 【牛】

牛の飼養衛生管理基準は全38項目あり、8割以上の農場が遵守できていたのは、小項目を含めた68項目のうち、乳用牛では41項目、肉用牛では37項目であった。遵守率が低かったのは消毒の実施に係る項目で、「衛生管理区域出入り時の車両消毒」、「畜舎出入り時の手指消

毒」、「畜舎出入り時の靴消毒」が1～3割であった。また、新たに遵守項目として規定された「更衣や靴の履き替え前後における交差汚染の防止措置」が1割であった。

国内では平成22年以降、口蹄疫等の家畜伝染病の発生がなく、牛飼養農場においては、病原体の侵入に対する警戒が薄れていることが考えられる。しかし、近隣諸国では口蹄疫が発生していることから、立入時の指導や研修会の実施等により衛生意識の向上を図り、衛生管理区域の適切な設定および消毒の実施により、病原体の侵入防止を図る。

### 【豚】

豚の飼養衛生管理基準は全40項目あり、8割以上の農場が遵守できていたのは、小項目を含めた81項目のうち75項目であった。豚飼養農場では、国内の養豚場における豚熱の相次ぐ発生や、野生いのししにおける豚熱感染拡大を契機に、飼養衛生管理基準への対応は他の畜種と比べると進んでいる。しかし、「畜舎毎の服・靴の交換」、「野生動物侵入防止のためのネット等の設置・点検」の遵守率が7割と徹底されていない。また、「飼養衛生管理マニュアルの作成」の遵守率が2割と低い。本県では、野生いのししの豚熱感染が県内全域で確認されており、養豚場における豚熱発生リスクは極めて高い状態にあることから、飼養衛生管理マニュアルの作成を通じて、衛生対策の重要性を認識させ、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、年間を通じて繰り返し指導を行う。

### 【鶏】

鶏の飼養衛生管理基準は全35項目あり、8割以上の農場が遵守できていたのは、小項目を含めた68項目のうち、採卵鶏では43項目、肉用鶏で50項目であった。しかし、「野生動物侵入防止のためのネット等の設置・点検」「家きん舎毎の靴の設置・使用」の遵守率がそれぞれ約7割、新たに遵守項目として規定された「履き替え前後の靴の交差汚染防止措置」の遵守率が5割と低い。

家きん飼養農場では、病原体の侵入に直接関係する上述の項目の遵守率が低いことから、シーズン前から指導を行うことで衛生対策の重要性を認識させ、シーズン前に不遵守がなくなるよう指導する。

### 【共通】

県は、家畜の所有者に対し、畜産施設衛生管理強化支援事業（県事業）の活用について情報提供を行い、飼養衛生管理基準に対応した畜舎等の整備を促進する。

また、高齢化や施設の老朽化が進む農場においては、労力的、金銭的負担の少ない飼養管理方法の提示等により、飼養衛生管理基準に対する理解を促す。

## II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

### (1) 概要

県内では、高病原性鳥インフルエンザが平成23年2月及び令和2年12月に、採卵養鶏場において、それぞれ1件発生した。また豚熱が令和3年1月に養豚場で1件発生した。

高病原性鳥インフルエンザは、ウイルスを保有する野鳥の国内への飛来とともに養鶏場での発生リスクが高まる。県内の養鶏場周辺には、野鳥が飛来する河川やため池があるため、シーズンまでに発生予防対策を徹底する必要がある。

豚熱については、平成30年9月に岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりに発生が確認され、その後、野生いのししにおける感染拡大とともに、養豚場での発生が多数確認され

ている。本県においては、令和2年10月に野生いのししの豚熱感染が初めて確認され、その後、紀北地域で感染が拡大した。本県では、飼養豚への豚熱ワクチン接種を令和2年6月から開始するとともに、野生いのししへの経口ワクチン散布を令和2年12月から実施しているが、令和3年4月以降、紀中・紀南地域においても、新たに野生いのししの豚熱感染が確認された。よって、豚熱ウイルスは県内全域に広く浸潤していると考えられることから、養豚場での発生リスクは極めて高い状況にあり、飼養衛生管理基準の遵守徹底が必要である。

### (2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況および家畜衛生上の課題・対策

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況		家畜衛生上の課題・対策
牛	牛伝染性リンパ腫	令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗体陽性牛の隔離・早期淘汰の実施</li> <li>・導入牛の隔離・検査の実施</li> <li>・吸血昆虫対策の実施</li> </ul>
豚	豚熱	令和2年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚舎壁及び柵の補修</li> <li>・豚舎、堆肥舎、飼料保管庫の防鳥ネットの設置、破損時の早期修繕</li> <li>・農場出入口での洗浄、消毒の徹底</li> <li>・豚舎ごとの専用衣服及び長靴の設置</li> <li>・適切なワクチン接種</li> </ul>
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	平成23年2月 令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場出入口での洗浄、消毒の徹底</li> <li>・鶏舎ごとの専用衣服及び長靴の設置</li> <li>・鶏舎、堆肥舎、飼料保管庫の防鳥ネットの設置、破損時の早期修繕</li> </ul>
	伝染性ファブリキウス嚢病(IBD)	令和2年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なワクチン接種</li> </ul>
	伝染性気管支炎	令和元年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なワクチン接種</li> </ul>
	鶏痘	平成29年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なワクチン接種</li> </ul>

### (3) 各主体の役割および課題

**【県】** 家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、国内外の疾病発生状況や個々の農場における疾病発生状況を鑑み、農場の経営体制に応じた効果的な指導を行う。また、伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村や関連事業者、生産者団体等と協力して、伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた防疫体制を整備する。

**【市町村】** 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止に係る防疫体制の一翼を担っていることから、家畜の飼養状況及び県から提供される家畜衛生に関する情報を把握するとともに、国や県が行う施策に協力する。

**【家畜の所有者】** 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について第一に責任を有していることから、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。同基準の遵守にあたっては、自己点検と家保

等の確認結果フィードバックによる PDCA サイクルを確実に行う。また、家畜防疫に対する理解が、農場に立入る関連事業者（飼料・医薬品等販売業者、家畜運搬業者の他、畜舎設備の施工業者、水道・電気・ガス等の管理業者を含む）全てに浸透しているとはいえないことから、これらの事業者に対して、車両や靴底消毒等、衛生対策の実施について周知する。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

##### (1) 指導等の実施において重視する事項及び基本的考え方

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。

県は、家畜の所有者による取り組みを支援し、農場の実情や経営体制に応じて、柔軟に飼養衛生に係る指導を実施する。

##### (2) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者への情報の周知

県は、速やかに情報を伝達するため、定期報告等の機会を利用して、家畜の所有者及び飼養衛生管理者から、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の情報を収集する。周知にあたっては、国・県からの通知及び配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、ファックス、電子メール、電話、郵送または対面により行う。

#### 2 指導等の実施に関する基本的な方向

##### (1) 飼養衛生管理者による自己点検

県は、飼養衛生管理者に対し「飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況に係るチェックシート」（以下、チェックシート）を活用した自己点検を、定期報告に合わせて年1回以上実施させ、その結果を確認する。

家保は、家伝法第 51 条に基づく立入検査を行い、自己点検結果を元に、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導を実施する。その際、指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映し、実行するよう指導する。

特に、家きん飼養農場に対しては、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、9 月から 3 月の自己点検結果を毎月、家保に報告させるとともに、不遵守項目について速やかに改善するよう指導する。

##### (2) 農場への立入・指導

- ・家保は農場毎に年1回以上の立入検査を実施する。

- ・立入を行う農場は、牛、山羊（鹿、めん羊を含む、6 頭以上飼養）、豚（いのしし、いのぶた、ミニブタ等含む）、鶏及びあひる（100 羽以上飼養）、馬を飼養している農場を対象とする。

- ・飼養衛生管理基準の不遵守が認められた農場については、家畜伝染病予防法第 51 条に基づく立入検査を実施し、行政手続法に基づく指導・助言を行う。

- ・行政手続法に基づく指導・助言にあたっては、必要に応じ、市町村等の関係者と連携し、遵守状況の改善を図る。

・行政手続法に基づく指導・助言にも関わらず、長期にわたり改善が認められない農場については、市町村等の関係者に対し情報共有を行うとともに、家畜伝染病予防法第12条の5に基づく指導・助言及び法第12条の6に基づく勧告等を実施する。

## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

県は、全国的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し、県報により公表する。

#### 令和3年度 サーベイランススケジュール（参考1）

家畜区分	対象疾病名	目的	実施時期	実施方法
牛	ヨーネ病	感染牛摘発 清浄性評価	令和3年4月 ～令和4年3月	県内全域で搾乳に供する目的で飼養する乳用牛およびこれと同一施設内で飼養している牛を対象に年度内に家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項（別表第1）の方法により実施（5年毎に実施）。
	ブルセラ病	感染牛摘発		県内全域の牛を対象に全国的サーベイランス実施要領に基づき実施。
	伝達性海綿状脳症	感染牛摘発 清浄性評価		県内全域の死亡牛の内、96か月齢以上を対象に家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項（別表第1）の方法により実施。
	牛伝染性リンパ腫	浸潤状況調査 感染牛摘発・ 淘汰 清浄性評価		県内全域で飼養する繁殖雌牛の内、家保長が必要と認めた牛を対象に抗体検査（エライザ法）を実施。
	アカバネ病 チュウザン病 アイノウイルス感染症	令和3年度における流行予察	令和3年6月 ～11月	家保長が適切と認めた区域における未越夏牛を対象に、原則として6月下旬、8月中旬、9月下旬、11月中旬の4回、臨床検査及び血清抗体検査（中和試験）を実施。
豚	豚熱	免疫付与状況 浸潤状況調査	令和3年4月 ～令和4年3月	県内全域の豚熱ワクチン接種豚を対象に、6か月毎に抗体検査を実施する。 県内全域の捕獲および死亡野生いのししを対象に浸潤状況及び抗体保有状況の確認を特定家畜伝染病防疫指針により実施する。
	オーエスキ一病	浸潤状況調査		県内全域の豚を対象に血清抗体検査（ラテックス凝集反応）を実施する。
	PRRS	浸潤状況調査		県内全域の豚を対象に血清抗体検査（エライザ法）を

				実施する
	PED	浸潤状況調査		県内全域の豚を対象に血清抗体検査（中和試験）を実施する
	TGE	浸潤状況調査		県内全域の豚を対象に血清抗体検査（中和試験）を実施する
鶏	高（低）病原性鳥インフルエンザ	浸潤状況調査	令和3年4月～令和4年3月	県内全域の家きんへの浸潤状況を把握するため、毎月1回、6農場を対象にウイルス分離検査および血清抗体検査（エライザ法）を実施する（定点モニタリング）。 また、10月から翌年3月の間に、定点モニタリング対象農場以外の農場で血清抗体検査（エライザ法）を実施し、浸潤状況を調査する（強化モニタリング）。
	ニューカッスル病	抗体保有状況調査		県内全域の家きんを対象に血清抗体検査（HI法）を実施。
	マイコプラズマ病	抗体保有状況調査		県内全域の家きんを対象に血清抗体検査（急速凝集反応）を実施。

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針（参考2）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する 目安の地域、時期等	実施の方法
牛	(1) 家畜所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアル作成及び周知 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 衛生管理区域の出入口における車両消毒 (6) 特定症状の早期通報 (7) 埋却等に備えた措置	・ 県内全域で実施 ・ 通年	国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、その手段はファックス、電子メール、郵送にて周知または立入検査時に指導を実施。 講習会等の活用。
豚（いのしし、いのぶた、ミニブタ含む）	(1) 家畜所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアル作成及び周知 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 処理済み飼料の利用	・ 県内全域で実施 ・ 通年	国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、その手段はファックス、電子メール、郵送

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 野生動物侵入防止（柵）</li> <li>(7) 畜舎ごとの専用靴の設置使用並びに手指洗浄消毒</li> <li>(8) 畜舎外での病原体による汚染防止</li> <li>(9) 防鳥ネット設置、点検、修繕</li> <li>(10) 衛生管理区内の整理整頓・消毒</li> <li>(11) 特定症状の早期通報</li> <li>(12) 埋却等に備えた措置</li> </ul>		<p>にて周知または立入検査時に指導。</p> <p>立入時に対策状況の確認を実施。</p>
鶏、あひる、ホロホロ鳥	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家きん所有者の責務の徹底</li> <li>(2) 飼養衛生管理マニュアル作成及び周知</li> <li>(3) 衛生管理区域の適切な設定</li> <li>(4) 記録の作成及び保管</li> <li>(5) 専用衣服及び靴の設置並びに使用</li> <li>(6) 家きん舎毎の手指消毒</li> <li>(7) 野生動物侵入防止（防鳥ネット等）</li> <li>(8) 衛生管理区内の整理整頓・消毒</li> <li>(9) 特定症状の早期通報</li> <li>(10) 埋却等に備えた措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内全域で実施</li> <li>・ 通年</li> </ul>	<p>国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、その手段はファックス、電子メール、郵送にて周知または立入検査時に指導。</p> <p>立入時に対策状況の確認を実施。講習会等の活用。</p>
山羊・緬羊・鹿	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家畜所有者の責務の徹底</li> <li>(2) 飼養衛生管理マニュアル作成及び周知</li> <li>(3) 衛生管理区域の適切な徹底</li> <li>(4) 記録の作成及び保管</li> <li>(5) 器具の定期的な清掃又は消毒等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内全域で実施</li> <li>・ 通年</li> </ul>	<p>国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、その手段はファックス、電子メール、郵送にて周知または立入検査時に指導。</p>
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家畜所有者の責務の徹底</li> <li>(2) 飼養衛生管理マニュアル作成及び周知</li> <li>(3) 衛生管理区域の適切な徹底</li> <li>(4) 記録の作成及び保管</li> <li>(5) 器具の定期的な清掃又は消毒等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内全域で実施</li> <li>・ 通年</li> </ul>	<p>国、県から通知、配布される文書やパンフレット、家保が発行する衛生だより等を活用し、その手段はファックス、電子メール、郵送にて周知または立入検査時に指導。</p>

## 2 各年度の優先事項等

令和3年度は、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生を受けて、家きん飼養農場（100羽以上）及び豚飼養農場（いのぶた、いのしし飼養者を含む）を優先的に下記について指導する。令和4年度以降は、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項及びその理由を各年度について定め、公表する。

### 【牛・豚・鶏 共通】

(1) 家畜の所有者の責務の徹底

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の取り組みは家畜の所有者が第一に取り組むべきものであることから、これを優先的に指導する。

(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底

- ・飼養衛生管理基準を農場毎の体制に応じて確実に遵守できるようにするため、マニュアル作成について指導する。
- ・マニュアルは、図示や多言語化等により、全従業員が理解できる表示形式とする。
- ・マニュアルには、①従業員等に対する講習会の頻度 ②更衣や消毒が適切に実施できているかを確認する記録の方法 ③野生動物侵入防止対策の日常点検の方法・体制について確実に記載するものとする。

(3) 特定症状の早期通報

家畜伝染病の早期発見及びまん延防止のため、特定症状の早期通報について指導する。特に、家きん飼養農場においては、毎日の死亡羽数等を元に、早期通報の基準を農場毎に定め、従業員等に周知するものとする。

【豚・鶏】

(1) 衛生管理区域の適切な設定

外部からの病原体の侵入を防止するためには、衛生管理区域の適切な設定が重要であり、従業員や出入り業者も含めて広く認識する必要があることから、優先的に指導する。

(2) 野生動物の侵入防止対策

- ・本対策の不備は、病原体の侵入を容易にするものであり、令和2年度の県内における豚熱および高病原性鳥インフルエンザの発生では、本対策の不備が確認されたことから優先的に指導する。
- ・野鳥等の小型の野生動物が侵入することがないように、防鳥ネットの設置や畜舎の金網等に破損があった場合の速やかな修繕について指導を行う。
- ・畜舎周囲の整理・整頓についても指導を行い、野生動物の隠れ場所をなくし、病原体の侵入防止を図る。

(3) 畜舎毎の手指消毒設備及び衣服・靴の設置

- ・本対策の不備は、病原体の侵入を容易にするものであり、令和2年度の県内における豚熱および高病原性鳥インフルエンザの発生では、本対策の不備が確認されたことから優先的に指導する。
- ・豚飼養農場においては、畜舎毎の衣服の設置・使用についても優先的に指導を行う。

令和3年度 優先的に指導等を実施する飼養衛生管理基準の事項（参考3）

家畜区分	優先的に指導等を実施する事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・家畜所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアル作成及び周知 ・特定症状の早期通報	県内全域で実施	飼養衛生管理の基本となるマニュアルの作成と早期通報が重要と考えるため	令和4年3月まで



豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアルの作成及び周知</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・畜舎毎の手指消毒設備及び衣服・靴の設置</li> <li>・野生動物侵入防止</li> <li>・特定症状の早期通報</li> </ul>	県内全域で実施	令和2年度の発生を受け、重要であると考え るため	令和4年3月まで
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜所有者の責務の徹底</li> <li>・飼養衛生管理マニュアル作成及び周知</li> <li>・衛生管理区域の適切な設定</li> <li>・家きん舎毎の手指消毒設備及び靴の設置</li> <li>・野生動物侵入防止</li> <li>・特定症状の早期通報</li> </ul>	県内全域で実施	令和2年度の発生を受け、重要であると考え るため	令和4年3月まで

## II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

### 【埋却地の確保等】

高病原性鳥インフルエンザや豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜や汚染物品等は埋却することを基本方針とする。

県は、家畜の所有者に対して、殺処分した家畜の死体等の埋却用地として、十分な広さの埋却用地を確保するよう指導する。また県は、市町村等と連携し、県や市町村が保有する公有地等の埋却用地としての利用について検討し、候補地のリストアップに努める。また県は、当該埋却用地が利用できない事態を想定し、焼却施設のリストアップを行うとともに、処理能力や作業動線の確認、演習の実施等により、事前の利用調整を進める。

## 第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

#### (1) 自主的措置の促進に関する方針

- ・県は、家畜の所有者又はその組織する団体の求めに応じて飼養衛生管理基準等についての研修会を行う
- ・県は、家畜の所有者又はその組織する団体の求めに応じ補助事業の紹介等を行う
- ・県は、必要に応じて設備の導入・整備に係る補助事業を立ち上げ、などにより、家畜の所

有者又はその組織する団体の自主的措置を促す

- ・県は、他県での飼養衛生管理に関して有益な情報を得た場合は、講習会等により家畜の所有者又はその組織する団体に情報を提供する

- ・県は、特定家畜伝染病発生時には家畜の所有者又はその組織する団体へ情報提供し、飼養衛生管理基準の遵守を促す

## (2) 他団体（市町村、畜産関係団体）との連携について

- ・県は、他団体と家畜伝染病について情報共有するとともに、必要に応じて連携して家畜の所有者又はその組織する団体への指導・助言を行う

- ・県は、他団体から家畜の所有者又はその組織する団体への指導・助言、その他事業について相談を受けた際は、出来得る限り最大限の協力する

- ・県は、他団体から家畜の所有者又はその組織する団体の情報を求められた際は、必要に応じて情報提供を行い、家畜の所有者又はその組織する団体の自主的措置の促進に資する

- ・県は、家畜の所有者又はその組織する団体の自主的措置を促進するにあたり、必要に応じて他団体に助言・指導を行う

## **第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項**

### **I 都道府県の体制整備**

#### (1) 家畜防疫員の確保

県は、インターンシップの受け入れや大学における就職説明会等の機会を活用して、県畜産行政に対する関心や理解を深め、新規獣医師職員の確保に努めるとともに、農林水産分野の獣医師職員を家畜防疫員に任命し、家畜防疫員を確保する。

#### (2) 家畜防疫員の育成・指導力の強化

県は、国や他の都道府県等が開催する研修会や防疫演習等に家畜防疫員を出席させ、また県内で年1回以上、特定家畜伝染病に関する防疫演習を実施することにより、家畜防疫員の知識や技術の向上、指導力の強化を図る。

県は、家畜飼養農場への家畜防疫員の立入にあたっては、指導経験の豊富な職員を指導経験の浅い職員ととともに配置し、家畜防疫員の指導、育成を行う。また、飼養衛生管理等に係る指導について、必要に応じ、家畜防疫員同士で指導内容を確認させ、指導力の平準化を図るとともに、効果的な指導体制を構築する。

### **II 飼養衛生管理者の選任、研修等**

#### (1) 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者の選任は、家畜の所有者が行うことを基本とし、平時より当該農場の飼養衛生に携わっている者、農場長、責任者等の選任を想定している。

選任にあたっては、家保と密に連絡が取れる体制を構築する必要性を考慮し、飼養衛生管理者との連絡手段を確立する。

なお、飼養衛生管理者の変更があった場合、家畜の所有者は速やかに家保に届け出ることとする。

## (2) 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

国や全国団体等から家畜衛生や飼養衛生管理基準の変更等の情報提供があった場合、その都度電子メール、ファックス、郵送等で周知、もしくは農場にて直接説明を実施する。

また、家保は、市町村・生産団体及び地域自衛防疫推進団体等と連携し、飼養衛生管理者に対する研修会を実施する。研修会は基本的に畜種別に実施し、国内外における伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理基準の内容の確認、改正点及び遵守にあたっての留意事項等の内容を中心に研修を行う。開催については、研修の内容に応じて適切に設定する。

## (3) 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

ア 情報提供の方法は、飼養衛生管理者に主に電子メールやファックスにて実施、いずれもない場合には郵送、または対面にて行う。特定家畜伝染病の発生情報や農林水産省からの通知当については、その都度情報提供を行う。

イ 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供は、国が作成したリーフレット等を用いて情報提供する。

## Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

### 【命令違反者の公表】

正当な理由なく、伝染病予防法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令に従わず、飼養衛生管理基準の遵守状況に改善が見られない家畜の所有者については、農場名・農場所在地・違反事項の内容を公表するとともに、国に報告する。

違反者の公表にあたっては、事前に市町村や生産者団体等の関係機関にその旨を情報共有した上で実施することとする。

## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のためには、家畜の所有者、国、県、市町村、関連事業者等の関係者が常に情報を共有し、連携を図ることが重要である。このため、県は、国内外および県内における家畜の伝染性疾病の発生状況や最新の科学的知見、飼養衛生管理に係る優良事例等に係る情報収集を行うとともに、以下の関係機関で構成する協議会等を組織し、協議会等の構成員に対して積極的な情報提供及び情報共有を行い、相互の連携を強化する。

#### (1) 広域にわたる協議会等

協議会等の種類	構成員	内容
近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、鳥取県（オブザーバー：近畿農政局、岡山県）	・家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通 ・早期通報体制の確立 ・農家情報の共有化 ・交通拠点における消毒対応 ・風評被害対策

近畿ブロック家畜衛生主任者会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、動物検疫所神戸支所、近畿農政局、農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生に関する情報共有</li> <li>・家畜衛生に係る課題の検討</li> <li>・まん延防止に係る連携強化</li> </ul>
府県境家畜防疫員会議	大阪府、奈良県、三重県、和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生に関する情報共有</li> <li>・家畜衛生に係る課題の検討</li> <li>・まん延防止に係る連携強化</li> </ul>

## (2) 県内の協議会等

協議会等の種類	構成員	内容
和歌山県特定家畜伝染病庁内連絡会議	農業生産局長、各部局関係課室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生に関する情報共有</li> <li>・関係機関との連絡調整、連携強化</li> </ul>
飼養衛生管理地域推進会議	県（畜産課、家保、各振興局農業水産振興課）、市町村、その他県が構成員とする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜衛生、飼養衛生管理に係る情報の共有</li> <li>・家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る連携強化</li> <li>・地域における飼養衛生管理の向上に向けた検討、連携指導</li> </ul>

※特定家畜伝染病：高(低)病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

特定家畜伝染病が国内で発生した場合や、県内の野生動物において同家畜伝染病の病原体が確認され、県内の農場での発生リスクが高まった場合には、対象家畜の所有者に対し、直ちに情報提供を行うとともに、飼養衛生管理基準の緊急点検及び不遵守項目の改善について指導する。また、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、必要となった措置を講ずるよう、併せて指導を行う。

指導にあたっては、飼養規模が大きく、防疫対応に困難が見込まれる農場から優先的に立ち入り指導を行う。また、情報提供にあたっては、家畜の所有者だけでなく、振興局や畜産関係団体等にも周知して関係者間で情報を共有し、緊急対応に備える。

## III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

飼養衛生管理基準が定められた家畜を愛玩用として室内で飼育する等、通常飼養場所と異なる場合においても、定期報告の徴収等の機会を活用し、飼養衛生管理基準の遵守指導に努める。県内において特定家畜伝染病が発生又は発生リスクが高まった場合にはIIと同様に指導を行う。この場合、当該家畜の飼養形態を考慮し、実践可能な対策を重点的に指導する。